

福井県報

号 外 第 57 号

令 和 8 年
8 月 6 日 (木)

火 曜 日 発 行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

人事委員会規則

※初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（18）…………… 1

人事委員会規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年8月6日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第18号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和44年福井県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表警察の部本部の項中「首席会計官」を「首席参事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

